



福岡医発第 3149 号 (地)

平成 31 年 3 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

平成 30 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準等の取扱いについて

平成 30 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 30 年 3 月 13 日付福岡医発第 3110 号 (地)「平成 30 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 31 年 2 月 19 日付「平成 30 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて」が発出された旨、日本医師会及び九州厚生局より通知がありました。

添付別紙 1 に記載された各項目の施設基準につきましては、平成 30 年度診療報酬改定において、平成 31 年 3 月 31 日までは経過措置期間として届出が猶予されておりますが、4 月 1 日以降も引き続き算定する場合には届出が必要とされていることから、届出漏れがないようご注意ください。

また、別添別紙 2 のとおり、4 月 1 日以降の算定にあたって注意が必要なもの等もあげられておりますので、あわせてご確認いただきたく、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 平成 31 年 4 月 9 日 (火) までに届出書の提出を行い、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものにつきましては、同月 1 日に遡って算定することが可能であります。
- 2) 取扱いの概要につきましては、下記のとおりであります。同局ホームページ (URL: <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>) にて関係通知や届出様式が掲載されておりますので、お知らせいたします。
- 3) 同局において、県内の全病院に対して別添別紙 3 により周知文書が送付されておりますことを申し添えます。

記

<取扱いの概要>

(1) 経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合

当該経過措置項目に係る様式(当該様式に必要な添付書類を含む)の提出が必要となります。(別添別紙1 参照)

なお、当該取扱いは、平成30年度診療報酬改定において、平成31年3月31日に経過措置の期限が到来する施設基準のみの取扱いとなります。

(2) 要件を満たさない場合

変更又は辞退の届出が必要となります。

以上

(保 293)

平成 3 1 年 2 月 2 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

平成 3 0 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて

平成 3 0 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 3 0 年 3 月 6 日付日医発第 1125 号（保 212）「平成 3 0 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 3 1 年 2 月 1 9 日付「平成 3 0 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて」が発出されましたのでご連絡申し上げます。

添付資料の別紙に記載された各項目の施設基準等につきましては、平成 3 0 年度診療報酬改定において、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までは経過措置期間として届出が猶予されているものがございしますが、4 月 1 日以降も引き続き算定する場合には届出が必要とされておりますので、届出漏れ等がないようご注意ください。また、算定にあたって注意が必要なもの等もあげられておりますので、あわせてご確認下さい。

なお、平成 3 1 年 4 月 9 日までに届出書の提出を行い、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものにつきましては、同月 1 日に遡って算定することが可能であります。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・平成 30 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて
(平 31.2.19 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 28 日

福岡県医師会長 様

九州厚生局指導監査課長

平成 30 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準等の取扱いの周知について（依頼）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準のうち、平成31年3月31日で経過措置の期限が到来する施設基準については、平成31年4月1日以降も引き続き算定する場合には、届出が必要とされているところです。

当該経過措置に係る届出については、平成 31 年 2 月 19 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（別添 1）により、平成 31 年 4 月 9 日（火）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月 1 日に遡って算定することができることとされました。

当局においては、届出漏れが生じないように、当該経過措置に係る施設基準を届け出ている保険医療機関に対し、周知文書（別添 2）を送付することとしておりますが、貴会におかれましても、当該取扱いの会員各位への周知について、ご配慮いただければ幸いです。

なお、当局公式ホームページ [<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>] にて関係通知及び届出様式を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

記

1 取扱いの概要

- (1) 経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合

当該経過措置が設けられた施設基準に係る届出様式（必要な添付書類を含む）の提出が必要となります。（詳細は別添 1（又は 2）の別紙をご参照ください。）

なお、当該取扱いは、平成 30 年度診療報酬改定において、平成 31 年 3 月 31 日までの経過措置が設けられた施設基準のみが対象となります。

- (2) 要件を満たさない場合

施設基準を満たしていない場合は、変更又は辞退の届出が必要となります。

事 務 連 絡
平成31年 2 月 19 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成30年度診療報酬改定において経過措置を
設けた施設基準等の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年 3 月 5 日保医発0305第 2 号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年 3 月 5 日保医発0305第 3 号）により示されているところですが、当該通知の第 4 表 1 及び 2 に掲げる点数であって、その点数を平成31年 4 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないように、届出が必要とされているものの取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いいたします。

また、平成31年 4 月 9 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いいたします。

平成31年3月31日まで経過措置の施設基準

平成31年4月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

(別紙)

○基本診療料

区分	項番	届出対象 (平成30年3月31日において下記施設基準を 届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※3
初・再診料	1	歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準(新設) 地域歯科診療支援病院歯科初診料 (歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修に係る基準)	歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。	歯科初診料の注1 歯科再診料の注1 地域歯科診療支援病院歯科初診料 (歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修に係る基準)	別添7、様式2の8 院内感染防止対策に係る研修を4年以内に修了していることが確認できる文書
特定入院料	2	救命救急入院料の注3 救急体制充実加算	「救命救急センターの新しい充実段階評価について」の救命救急センターの評価基準に基づく評価(新評価基準)が充実段階(S・A・B)であるものであること。 ※2019年4月より新評価基準を適用	救命救急入院料の注3 救急体制充実加算	別添7、様式42 (様式42「記載上の注意」に記載する添付書類を除く。)
	3	特定集中治療室管理料1・2	特定集中治療室管理料1の施設基準 ・集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師を当該治療室内に週20時間以上配置すること。	特定集中治療室管理料1・2	別添7、様式42(当該看護師の勤務状況が分かる書類、適切な研修を修了したことが確認できる文書(※H32. 3. 31までの間において、適切な研修を修了した看護師の配置に代えて特定集中治療室等における6年以上の勤務経験を有する看護師を配置する場合は、添付書類不要。)
データ提出	4	データ提出加算1の口又は2の口 (許可病床数が200床以上に限る。)	データ提出加算1の口又は2の口	データ提出加算1のイ又は2のイ (許可病床数が200床以上に限る。)	別添7、様式40の7
	5	一般病棟入院基本料(10対1に限る。) (許可病床200床未満に限る。※1) (データ提出加算を既に届け出ている保険医療機関を除く。)	データ提出加算に係る届出を行った保険医療機関であること。	急性期一般入院基本料(急性期一般入院料4～7に限る。) (データ提出の基準)	別添7、データ提出加算の届出の写し又は受理通知の写し
	6	療養病棟入院基本料1・2・注11 (許可病床200床以上に限る。※1・2) (データ提出加算を既に届け出ている保険医療機関を除く。)	データ提出加算に係る届出を行った保険医療機関であること。	療養病棟入院基本料1・2・注11 (データ提出の基準)	別添7、データ提出加算の届出の写し又は受理通知の写し
	7	特定機能病院入院基本料(一般病棟・10対1に限る。) (許可病床200床未満に限る。※1) (データ提出加算を既に届け出ている保険医療機関を除く。)	データ提出加算に係る届出を行った保険医療機関であること。	特定機能病院入院基本料(一般病棟・10対1に限る。) (データ提出の基準)	別添7、データ提出加算の届出の写し又は受理通知の写し
	8	専門病院入院基本料(10対1に限る。) (許可病床200床未満に限る。※1) (データ提出加算を既に届け出ている保険医療機関を除く。)	データ提出加算に係る届出を行った保険医療機関であること。	専門病院入院基本料(10対1に限る。) (データ提出の基準)	別添7、データ提出加算の届出の写し又は受理通知の写し
	9	回復期リハビリテーション病棟入院料1～6(※1・2) (回復期リハビリテーション病棟入院料5、6については許可病床数200床以上に限る) (データ提出加算を既に届け出ている保険医療機関を除く。)	データ提出加算に係る届出を行った保険医療機関であること。	回復期リハビリテーション病棟入院料1～6 (データ提出の基準)	別添7、データ提出加算の届出の写し又は受理通知の写し

平成31年3月31日まで経過措置の施設基準

○特掲診療料

区分	項番	届出対象 (平成30年3月31日において下記施設基準を 届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※3
調 剤	1	地域支援体制加算	薬局機能情報提供制度において「プレアボイド事例の把握・ 収集に関する取組の有無」を「有」としていること。	地域支援体制加算	別添2、様式87の3 (・届出様式については 項目「19」のみに記入す ることと差し支えない。 なお、当該届出様式の 記載上の注意「15」に記 載している関係書類を 添付すること。 ・関係書類については、 平成30年11月19日付け 及び平成30年12月18日 付け医療課事務連絡 (「疑義解釈の送付につ いて」)も参照すること。

※1 データ提出加算の届出要件のある入院料の経過措置については、当該保険医療機関の許可病床数が50床未満又は当該保険医療機関が保有する病棟が1のみである場合は、平成32年3月31日までの間に限り該当するものとみなすため、当該経過措置終了までに届出を行うこと。

※2 療養病棟入院基本料及び回復期リハビリテーション病棟入院料5、6を算定している保険医療機関の経過措置期間については次のとおり。
(詳細は、平成30年10月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡を参照。)

1. データ提出が要件となる病床の数200床以上⇒平成31年3月31日まで

2. データ提出が要件となる病床の数200床未満⇒平成32年3月31日まで

※3 医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

平成31年3月31日まで経過措置の施設基準等

平成31年4月1日以降も算定する場合、算定に当たって注意が必要なもの等

○基本診療料

区分	項番	対象 (平成30年3月31日において下記施設基準等を 届出又は算定していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準等
入院基本料	1	注加算 ・療養病棟入院基本料の注13 夜間看護加算 ・障害者施設等入院基本料 注9 看護補助加算 (それぞれ看護職員の負担軽減等に係る基準)	・当該保険医療機関内に、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関し、当該保険医療機関に勤務する看護職員の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 ・当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。 など	注加算 ・療養病棟入院基本料の注13 夜間看護加算 ・障害者施設等入院基本料 注9 看護補助加算 (それぞれ看護職員の負担軽減等に係る基準)
	2	注加算 ・療養病棟入院基本料の注13 夜間看護加算 ・障害者施設等入院基本料の注9 看護補助加算 (院内研修に係る基準)	加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、ア～カの基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講した者であること。 ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解 イ 医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解 ウ 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術 エ 日常生活にかかわる業務 オ 守秘義務、個人情報の保護 カ 看護補助業務における医療安全と感染防止 等	注加算 ・療養病棟入院基本料の注13 夜間看護加算 ・障害者施設等入院基本料の注9 看護補助加算 (院内研修に係る基準)
入院基本料等加算	3	総合入院体制加算 (医療従事者の負担軽減等に係る基準)	・当該保険医療機関内に、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関し、当該病院に勤務する医療従事者の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 ・当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。 など	総合入院体制加算 (医療従事者の負担軽減等に係る基準)
	4	在宅患者緊急入院診療加算の注2	在宅療養後方支援病院(許可病床400床以上のものに限る。)において、大臣が定める疾病等を有する患者を入院させた場合に当該患者について入院初日に限り所定点数に加算する。 ☆500床→400床に変更適用	在宅患者緊急入院診療加算の注2
	5	医師事務作業補助体制加算 (病院勤務医の負担軽減等に係る基準)	・当該保険医療機関内に、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関し、当該病院に勤務する医師の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 ・当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。 など	医師事務作業補助体制加算 (病院勤務医の負担軽減等に係る基準)

平成31年3月31日まで経過措置の施設基準等

区分	項番	対象 (平成30年3月31日において下記施設基準等を 届出又は算定していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準等
入院基本料等加算	6	・急性期看護補助体制加算 ・看護職員夜間配置加算 ・看護補助加算 (それぞれ看護職員の負担軽減等に係る基準)	・当該保険医療機関内に、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関し、当該保険医療機関に勤務する看護職員の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 ・当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。 など	・急性期看護補助体制加算 ・看護職員夜間配置加算 ・看護補助加算 (それぞれ看護職員の負担軽減等に係る基準)
	7	・看護補助加算 (院内研修に係る基準)	加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、ア～カの基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講した者であること。 ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解 イ 医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解 ウ 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術 エ 日常生活にかかわる業務 オ 守秘義務、個人情報の保護 カ 看護補助業務における医療安全と感染防止 等	・看護補助加算 (院内研修に係る基準)
特定入院料	8	救命救急入院料2・4 (特定集中治療室管理料1の施設基準を満たすものに限る。)	特定集中治療室管理料1の施設基準 ・集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師を当該治療室内に週20時間以上配置すること。	救命救急入院料2・4
	9	注加算 1. 看護職員配置加算 2. 看護補助者配置加算 3. 看護職員夜間配置加算 (それぞれ看護職員の負担軽減等に係る基準) (地域包括ケア病棟入院料(全部)、精神科救急入院料(3)、精神科救急・合併症入院料(3))	・当該保険医療機関内に、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関し、当該病院に勤務する看護職員の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 ・当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。 など	注加算 1. 看護職員配置加算 2. 看護補助者配置加算 3. 看護職員夜間配置加算 (それぞれ看護職員の負担軽減等に係る基準) (地域包括ケア病棟入院料(全部)、精神科救急入院料(3)、精神科救急・合併症入院料(3))
	10	地域包括ケア病棟入院料の注4 看護補助者配置加算 (院内研修に係る基準)	加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、ア～カの基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講した者であること。	地域包括ケア病棟入院料の注4 看護補助者配置加算 (院内研修に係る基準)

平成31年3月31日まで経過措置の施設基準等

区分	項番	対象 (平成30年3月31日において下記施設基準等を 届出又は算定していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準等
特定入院料	11	精神科救急入院料	精神科救急医療体制整備事業において機関的な役割を果たしていること。具体的には次のいずれも満たしていること。 ア 精神疾患に係る時間外等における診療件数の実績が年間150(120)件以上、又は地域における人口万対1.87(1.5)件以上。そのうち初診患者(精神疾患について過去3か月間に当該医療機関に受診していない患者)の件数が30(25)件以上又は2割以上。 イ 精神疾患に係る時間外等における入院件数の実績が年間40(30)件以上又は地域における人口万対0.5(0.37)件以上。そのうち8(6)件以上又は2割以上は、精神科救急情報センター、他の医療機関、都道府県、保健所、警察等からの依頼。 ウ 複数の病棟において当該入院料の届出を行う場合については、ア及びイの年間実績件数を当該病棟数で除して得た数がそれぞれの基準を満たす。 他精神科救急入院料の基準を満たすこと。	精神科救急入院料
他	12	臨床心理技術者	公認心理師 以下のいずれかの要件に該当する者は、平成31年4月1日以降から当分の間、公認心理師とみなす。 ア 平成31年3月31日時点で、臨床心理技術者として保険医療機関に従事していた者 イ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者	公認心理師

平成31年3月31日まで経過措置の施設基準等

○特掲診療料

区分	項番	対象 (平成30年3月31日において下記施設基準等を 届出又は算定していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準等
投薬	1	処方料、処方箋料の向精神薬長期処方に係る減算	平成30年4月1日以降、不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して同一用量で連続して処方した場合。	—
リハ	2	脳血管疾患等リハビリテーション料の注4後段及び注5	入院中の患者以外の患者(要介護被保険者等に限る。)に対するリハビリテーション	—
	3	廃用症候群リハビリテーション料の注4後段及び注5	入院中の患者以外の患者(要介護被保険者等に限る。)に対するリハビリテーション	—
	4	運動器リハビリテーション料の注4後段及び注5	入院中の患者以外の患者(要介護被保険者等に限る。)に対するリハビリテーション	—
処置・手術	5	処置通則5及び手術通則12 「休日加算1」「時間外加算1」「深夜加算1」 (病院勤務医の負担軽減等に係る基準)	・当該保険医療機関内に、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関し、当該病院に勤務する医師の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 ・当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。 など	処置通則5及び手術通則12 「休日加算1」「時間外加算1」「深夜加算1」 (病院勤務医の負担軽減等に係る基準)
	6	人工腎臓	透析液の水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士が1名以上配置されていること。	人工腎臓
調剤	7	薬剤服用歴管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴に基づく服薬指導の実施等の要件を満たした場合に、所定の点数を算定する。 ☆平成31年4月以降、適切な手帳の活用実績が相当程度であると認められない保険薬局は、別添2の様式84を提出し、薬剤服用歴管理指導料の注9の特例により算定する。	—

平成 31 年 2 月 28 日

保険医療機関 開設者 様

九州厚生局指導監査課長

平成 30 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準等の取扱いについて（お知らせ）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準のうち、平成31年3月31日で経過措置の期限が到来する施設基準については、平成31年4月1日以降も当該点数を引き続き算定する場合には、再度の届出が必要となります。

当該経過措置に係る届出については、平成31年2月19日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡により、平成31年4月9日（火）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月1日に遡って算定することができることとなりますので、当該点数を引き続き算定する場合は、期限までに届出漏れのないようご留意願います。

なお、既に当該経過措置に係る届出書を提出済みの場合、本文書は行き違いになりますので、ご容赦願います（再度の届出は不要です。）。

また、本事務連絡の取扱いに係る提出期限及び届出様式については、当該経過措置に係る届出のみの適用となりますので、念のため申し添えます。

記

- 1 平成 31 年 3 月 31 日で経過措置の期限が到来する施設基準であって、「平成 31 年 4 月 1 日以降も算定する場合に届出が必要なもの」については、別紙 1 をご参照ください。

2 提出書類

- (1) 経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合

別紙 1 の「届出が必要な様式」及び必要な添付書類を、1 通ご提出ください。

※ 当該様式に必要な添付書類については、九州厚生局公式ホームページに掲載している届出書の添付書類一覧をご参照ください。

※ 上記の取扱いは、平成 30 年度診療報酬改定において、平成 31 年 3 月 31 日に経過措置の期限が到来する施設基準のみの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- (2) 要件を満たさない場合
施設基準を満たしていない場合は、変更又は辞退の届出をご提出ください。
- 3 届出に用いる様式について
届出様式(添付書類一覧を含む)及び厚生労働省事務連絡(平成31年2月19日付)について、九州厚生局公式ホームページ [<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>]に掲載していますので、ご確認願います。
(トップページ上部のバナー「施設基準の届出等」をクリックしてください。)
- 4 提出方法等
- (1) 提出場所
九州厚生局指導監査課
(住所：〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-8住友生命博多ビル4F)
- (2) 提出期限(経過措置に係る届出に限る)
平成31年4月9日(火)〔必着〕
- (3) 提出方法
提出については、原則として「郵送」でお願いします。
- 5 平成31年3月31日で経過措置の期限が到来する施設基準であって、別紙2の「平成31年4月1日以降も算定する場合、算定に当たって注意が必要なもの等」については、再度の届出は不要ですが、平成31年4月1日以降も引き続き算定される場合には、別紙2をご参照の上、その要件等にご留意ください。

【補足事項：A312精神療養病棟入院料の重症者加算1の実績報告】

当該加算1の届出保険医療機関におかれましては、「疑義解釈資料の送付について(その13)」(平成25年3月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)(問3)に基づき、「別添7」及び「様式55の2」(平成30年1月から平成30年12月の実績)をご提出して頂きますようお願いいたします。

【問合せ先】九州厚生局指導監査課 担当 基準班 TEL 092-707-1125
--